

様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市防災会議 みよし市国民保護協議会		
開催日時	令和6(2024)年2月7日(水) 午後2時30分から午後3時まで		
開催場所	みよし市役所 3階 研修室4、5		
出席者	別紙		
次回開催予定日			
問合せ先	防災安全課 電話0561-32-8046		
下欄に掲載するもの	○議事録全文 ・議事録要約	要約した理由	
審議経過	別紙		

令和 5 (2023) 年度 みよし市防災会議及びみよし市国民保護協議会資料 会議録

日 時／令和 6 (2024) 年 2 月 7 日 (水) 午後 2 時 30 分から午後 3 時まで

場 所／みよし市役所 3 階 研修室 4、5

出席者／委員 18 名 (市長、愛知県西三河県民事務所長、愛知県豊田加茂建設事務所長 (代理)、愛知県豊田加茂農林水産事務所長、愛知県衣浦東部保健所長 (代理)、愛知県豊田警察署長 (代理)、副市長、尾三消防本部みよし消防署長、日本郵便株式会社三好郵便局長、中部電力パワーグリッド(株)豊田支社支社長 (代理)、西日本電信電話(株)東海支店設備部長 (代理)、愛知中部水道企業団局長 (代理)、あいち豊田農業協同組会総務部参与、陸上自衛隊豊川駐屯地第 10 特科連隊第 1 大隊長、自主防災会代表、名古屋刑務所長 (代理)、みよし市ボランティア連絡協議会会計、トヨタ自動車株式会社総務部総務室長 (代理))

欠席者／委員 6 名 (教育委員会教育長、東邦ガスネットワーク(株)豊田事業所長、豊田加茂医師会代表、日本赤十字社愛知県支部事務局長、みよし市民生児童委員協議会副会長、みよし商工会建設部防災委員会委員長)

傍聴者／なし

○開会

【司会 (総務部次長)】

本日は大変御多忙の中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、只今よりみよし市防災会議を開催いたします。

初めに、礼の交換をお願いしたいと存じます。皆さま、御起立をお願いいたします。

(委員起立)

一同、礼。ありがとうございました。御着席ください。

(委員着席)

本日の出席委員は 18 名で、定員の過半数を超えており、みよし市防災会議条例第 5 条の規定による定数に達しておりますので、本会議は成立しております。

なお、本日の会議はみよし市附属機関の設置及び運営に関する要綱第 6 条に基づき、会議の全部を公開としておりますので、予め御了承ください。

会議の次第に従いまして、初めに本会の会長であります、みよし市長小山祐よりごあいさつを申し上げます。

1 あいさつ

【会長 (市長)】

皆様こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、本日のみよし市防災会議及びみよし市国民保護協議会に御参加をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、皆様御承知のとおり、1 月 1 日の能登半島地震において大変な被害が生じておりますが、本会議に御参加いただいている各団体の皆様方の中にも被災地へ復旧支援に入っていた方がいらっしゃると思います。心から感謝と敬意を申し上げます。ありがとうございます。

能登半島地震で露呈した様々な課題につきましては、他人事ではなく、自分のこととして捉えていかなければならないと認識しております。実際に、この地域で懸念されている南海トラフ地震等の災害が起こった時、どのように対応していくのが私達に問われていると思っております。本計画を改定していくにあたり、被災地への支援経験や学識経験をお持ちの皆様方から御意見を頂戴し実効性のある計画として参ります。そして、私達自身も受援体制の確立に努めていきたいと考えております。

次年度は、より実践的な避難訓練を行っていく予定ですが、地域ごとに新たな課題が出てくると思います。これらの課題を解決するため、また、市民が安心できる体制を築いていくための改定と思っておりますので、今後とも御理解と御協力を心からお願いを申し上げます。

冒頭、簡単ではありますが、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【司会（総務部次長）】

本日の議事に入ります前に事前に送付させていただきました資料の確認をさせていただきます。（次第、委員名簿、資料1から5まで確認）

資料が無い方はお申し出ください。

議事に入ります前に、事前に送付いたしました資料の差し替えがございます。

机上に「委員名簿」及び資料5「みよし市の災害相互応援協定の締結状況」のA4、3枚の資料を配付させていただいております。

「委員名簿」につきしては、役職等の訂正がありまして、項番12 中部電力パワーグリッド株式会社「豊田支社 支社長」であるところ「豊田営業所 所長」と記載しておりました。また、項番19 みよし市ボランティア連絡協議会「会計」であるところ「監事」として記載しておりました。誤りを訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

また、資料5「みよし市の災害相互応援協定の締結状況」につきましては、1番「市町村間の相互応援協定」に3月18日締結予定の徳島県三次市、広島県三好市との災害時応援協定を追加いたしました。詳細につきましては、資料5の説明時に併せて行います。

では、議事に入らせていただきます。

本会議の議長につきましては、みよし市防災会議条例第3条第3項の規定に基づき、小山会長に議長の職をお願いさせていただきますのでよろしくお願い致します。

2 議事

【議長（市長）】

それでは防災会議条例の規定により、私が議長とすることですので、お手元の次第に沿って、議事を進めさせていただきます。皆さまの御協力をお願いいたします。

初めに、協議事項（1）「みよし市地域防災計画の修正について」、事務局より一括して説明をお願いします。

【事務局（防災安全課副主幹）】

失礼いたします。防災安全課の山口と申します。よろしく願いいたします。
それでは、着座にて御説明させていただきます。

<説明要旨（地域防災計画の修正）>

資料1 みよし市地域防災計画の修正（案）要旨を御覧ください。

始めに、Ⅰの地域防災計画修正の根拠であります。災害対策基本法第42条により、市町村の地域防災計画は毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされております。また、計画の作成、修正は市町村防災会議の所掌事務とされておりますので、本日、皆さま方に御協議いただくものであります。

地域防災計画の修正につきまして、委員の皆様の意見を反映し、後日、愛知県に報告を行います。

続きまして主な修正事項について御説明をさせていただきます。

1つ目として、Ⅱにあります「国の防災基本計画及び愛知県の地域防災計画の修正を踏まえた修正事項」です。

こちらは、国の防災基本計画及び愛知県地域防災計画の修正に関連付けて本市の計画を修正したものになります。

(1)「防災人材育成の主体の明記」については、修正箇所は新旧対照表で風水害等編、地震編ともに4ページに修正を記載しております。

修正内容としましては、第2節 防災のための意識啓発・広報について、市は、「市民の自助・共助に対する意識の向上を図るために実施する様々な取り組みを推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行う」旨を修正案の方に新たに明記いたしました。

本市におきましては、災害ボランティアコーディネーター養成講座の講師を日本赤十字社愛知県支部、防災リーダー養成講座の講師をNPO法人愛知ネットにお願いしており、より専門性の高い防災知識、災害に対する理解を促進し、市内の防災人材の育成に尽力しております。

今後も防災に関する様々な人材育成については、市や関係機関だけでなく、防災に精通する様々な関係団体様と連携し、より一層防災人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、裏面2ページ(2)の「緊急地震速報の発表基準の変更を踏まえた修正」です。

こちらは、気象庁における「緊急地震速報」の発表基準の変更に伴い、当該基準に長周期地震動階級を追加し、緊急地震速報（警報）が発表されることについて追記したものです。

長周期地震動は、大きな地震で生じる周期の長いゆっくりとした大きな揺れのことをいいます。震源から数百キロメートル離れたところでも、高層ビルを長時間にわたって大きく揺らすことがあり、長周期振動階級3では、立っていることが困難であったり、キャスター付きの家具等が大きく動いたりします。長周期振動階級4では、立っていることができず、固定していない家具が倒れる程のゆれになります。

修正案では、気象庁及び名古屋地方気象台が発表する緊急地震速報に関して、震度5弱以上を予想した場合や震度4以上を予想した地域だけでなく、長周期地震動階級3以上を予想した場合や予想した地域に対しても緊急地震速報を発表するよう修正しました。

この修正は、愛知県の地域防災計画に記載する発表基準と同じになります。

資料1の1ページから2ページの修正事項の内容について説明させていただきましたが、その他の修正につきましては、愛知県地域防災計画の修正に併せて本市の地域防災計画を修正しております。修正内容の詳細につきましては、**資料2-1**、**資料2-2**のみよし市地域防災計画新旧対照表にて、御確認をお願いします。

また、委員の方から事前に御意見をいただきましたので、新旧対照表の修正をさせていただきます。

資料2-1風水害編の新旧対照表の5ページを御覧ください。

86ページの図1 気象警報等の伝達系統図の修正ですが、左側の現行計画の※2の内容を修正案では削除しておりますが、図の下側（緊急メール）の後の※2を削除漏れしてありましたので、訂正させていただきます。

御意見ありがとうございました。

なお、毎年本会議で地域防災計画とともに報告を行っている水防計画の修正につきましては、愛知県水防計画の修正内容が本市の水防計画の修正項目に該当しないため、今年度は修正を行いません。

以上、「みよし市地域防災計画」の修正について説明を終わります。

【議長（市長）】

ただいま説明がありました、協議事項（1）「みよし市地域防災計画の修正について」御質問等がありましたら、挙手のうえ御発言ください。

御意見よろしいですか。

それでは、特に無いようですので議事を終了いたします。

【司会（総務部次長）】

ありがとうございました。

地域防災計画の風水害対策計画及び地震災害対策計画につきましては、この後、愛知県に報告いたします。

以上をもちまして、みよし市防災会議を終了させていただきます。

【司会（総務部次長）】

続きまして、みよし市国民保護協議会に移らせていただきます。

現在の出席委員は、定員の過半数を超えており、みよし市国民保護協議会条例第4条第2項の規定による定数に達しておりますので、本会議は成立しております。

本日の会議は、お手元の**資料3**概要書について、御審議いただくものです。

会議の議長は、「みよし市国民保護協議会条例第4条」により、小山会長をお願いいたします。

【議長（市長）】

国民保護協議会条例の規定により、私が議長とのものでありますので、お手元の次第に沿って、議事を進めさせていただきます。皆さんの御協力をお願いいたします。

初めに、協議事項（２）「みよし市国民保護計画の変更について」、事務局より一括して説明をお願いします。

【事務局（防災安全課副主幹）】

失礼いたします。続きまして、国民保護計画の変更概要を説明いたします。よろしくお願いたします。

それでは、着座にて御説明させていただきます。

資料3 みよし市国民保護計画変更の概要を御覧ください。

本市の国民保護計画は、平成29年度から令和4年度まで、大きな変更を要する修正項目がなかったことから、国民保護計画の修正を行っておりませんでした。

しかしながら、令和5年4月18日付消防国第44号で通知された「市町村国民保護計画変更の参考例」に基づく見直しを実施し、愛知県へ相談したところ、本国民保護計画に修正を要する箇所があることが判明しました。

それに伴い、資料3の1～3

- 1 愛知県国民保護計画の変更（平成29年度～令和5年度分）に伴う変更
- 2 本市の行成組織の見直し（機構改革）に伴う市対策本部の組織構成の変更
- 3 消防庁から通知された「市町村国民保護計画変更の参考例」に基づく修正を今回行っております。

この3つの修正等を行ったものが資料4「みよし市国民保護計画新旧対照表」に記載されております。

今回、資料4のとおり本市国民保護計画の修正案を基に、愛知県へ事前協議を行った結果、資料4の12ページ「警報の内容の伝達方法に関する変更（第3編第4章）」については、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事への協議、市議会への報告を経て公表する項目である旨の回答がありました。

また、その他の変更については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令」で定める軽微な変更となるとの回答がありました。

軽微な変更は、誤記の訂正や人又は物の呼称の変更、統計数字の修正やその他これらに類する記載事項の修正に伴う変更を指しており、事務局で修正を行う事が可能な変更になりますが、愛知県の計画や国の参考例等の反映を踏まえた修正となりますので、資料4のとおり修正を行ってまいります。

それでは、委員の皆様にご意見を諮る箇所について御説明いたします。

資料4の12ページを御覧ください。

修正箇所P.38 第4章「警報及び避難の指示等」の第1条第1項の2「警報の内容の伝達方法」についてです。

右側の現行の計画では、ミサイル攻撃など、日本に対する外部からの武力攻撃があった

際は、市が保有する伝達手段に基づき、武力攻撃が発生した旨を市民に迅速に周知することとなっております。具体的には、防災行政無線や市HPを活用した情報の周知を想定しており、その他必要に応じて広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達となっており、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた場合においては、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に市民へ警報を伝達することとなっております。

一方、修正案（左側）においては、警報の内容は、緊急情報ネットワーク（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達され、みよし市から市民への周知方法は、全国瞬時警報システム（J-ARLERT）と連携している情報伝達手段（防災行政無線）等により周知することとし、全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合において、市ホームページ等による情報発信することに修正しております。

今回の修正により、消防庁が全国一斉に訓練している全国瞬時警報システム（J-ARLERT）を原則活用する情報伝達方法を各市町村の国民保護計画に反映することで、全国統一した情報を国民全体に迅速かつ正確に伝えるようにするための修正となります。

近年、北朝鮮からの弾道ミサイルの発射の周知がありますが、そのような武力攻撃が実際にみよし市に影響を及ぼすような可能性がある場合は、防災行政無線により、国からのJ-ARLERTの内容と最大音量のサイレンを鳴らし、市内全域に迅速に周知いたします。

以上、P.38「警報の内容の伝達方法」の修正について説明を終わります。

委員の皆さまから御意見がありましたら、軽微な変更を併せて修正を行い、計画変更の手続きを行ってまいりたいと思いますのでよろしく申し上げます。

以上、説明を終わります。

【議長（市長）】

ただいま説明がありました、協議事項（2）「みよし市国民保護計画の変更について」御質問等がありましたら、挙手のうえ御発言ください。

特に無いようですので、議事を終了いたします。

【司会（総務部次長）】

ありがとうございました。

みよし市国民保護協議会の変更につきましては、今後、愛知県と本協議を行った後、公表する予定となっております。

3 報告事項

【司会（総務部次長）】

続きまして、次第3報告事項に移らせていただきます。

報告事項「市及び関係団体等における協力協定について」事務局より御説明させていただきます。

【事務局（防災安全課副主幹）】

それでは、本市の災害相互応援協定の締結状況について、御報告させていただきます。

資料5 みよし市の災害相互応援協定の締結状況一覧表を御覧ください。

本市の災害相互応援協定につきましては、1番の市町村間の相互応援協定から2番、民間機関等との相互応援協定（放送協定）など、全部で10の分類に分けて整理されており、令和6年1月1日現在で58の災害協定を締結しております。

昨年度の防災会議以降、新規の協定の締結が2つ、他課が締結した災害協定の追加が1つありますので、その内容について御説明いたします。

始めに2ページの8番「上記1から7以外の民間機関との相互応援協定」の下から5つ目にあります「みよし商工会様」と「災害時道水路管理支援に関する基本協定書」を、令和元(2019)年5月27日に締結していたものです。市役所内の災害時応援協定の調査を行った結果、道路河川課が締結した協定が記載されていなかったため、この度一覧に追加いたしました。

この協定は、大規模な災害が発生した際または発生する恐れがある場合に、道水路の維持を確保し、市民生活の早期安定を図るためにみよし商工会様の支援を必要な事項を定めたものです。

主な内容としましては、市内の道水路において災害の発生が認められる場合、又は災害による被害が想定される場合に「みよし商工会様」の自主活動及び市からの依頼による復旧作業の実施、連絡体制の整備などがあります。

この支援に関する基本協定により、災害時の道路交通に関する応急対策、復旧活動が円滑に遂行できるようになります。

つづきまして、3ページの9番「郵便局との相互応援協定」の上になります。

「公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部様」と「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」を、令和5(2023)年11月1日に締結いたしました。

この協定は、下水道施設が災害や大規模な事故により被災した場合、支援可能な会員から技術支援を迅速に受け、被災した下水道施設の早期復旧及び被害拡大防止を図るために必要な事項を定めたものです。

主な内容としましては、支援協力者の紹介のほか、支援協力者による災害査定資料の作成、災害時における応急復旧方法の検討などがあります。

この支援協力に関する協定により、災害時の下水道施設の応急対策、復旧活動が円滑に遂行できるようになります。

次に、3ページの10番「上記1から9以外の相互応援協定」の一番下にあります「特定非営利活動法人いきもの語り様」と「福祉避難所としての施設利用に関する協定」を、令和5(2023)年2月9日に締結いたしました。

こちらの協定内容につきましては、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、みよし市が「特定非営利活動法人いきもの語り様」の施設を福祉避難所として利用するために、必要な事項を定めたものです。

主な内容としましては、避難所の使用範囲及び管理運営、災害発生時からの開設期間、避難所使用対象者の指定などです。

この協定締結によりまして、避難所使用対象者である災害時要支援者の方など、一般の広域避難所での共同生活が困難な方とその支援者が安心して避難生活ができるようになります。

最後となりますが、**資料5**の1ページに戻っていただきまして、1 市町村間の相互応援協定の一番下にあります、「徳島県三好市、広島県三次市及び愛知県みよし市の災害相互応援協定」を令和6年3月18日に締結する予定です。

この協定は、同じ「みよし」という市の名前を持つ自治体同士で結ぶ災害時応援協定であり、いずれかのみよしに大規模災害が発生し、被害を受けた際に他の協定自治体が応援を迅速かつ円滑に遂行するために必要な事項を定めたものになります。

主な内容としましては、食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供や応援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣等を予定しております。

この協定により、本市で大規模災害が発生し、被害を受けた際に、本市にとって必要な応急的支援を迅速に受けることができるようになるため、協定の締結に向けて引き続き徳島県三次市、広島県三好市と協議を進めてまいります。

以上で、みよし市の災害相互応援協定の締結状況の報告を終わります。

【司会（総務部次長）】

ただいま説明いたしました、報告事項「市及び関係団体等における協力協定について」に御質問等がございましたら、挙手のうえ御発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、みよし市防災会議を終了させていただきます。

最後に礼の交換をさせていただきたいと思いますので御起立ください。

一同、礼。ありがとうございました。